

## 平成26年度九州総合通信局重点施策

### I 活力ある地域社会を育むICT利活用の推進

地域社会が直面している諸課題を解決し豊かな社会を実現するため、行政・防災・医療・福祉・教育・産業等のあらゆる分野でICTの有効活用が期待されています。誰もがICTの恩恵を実感できる活力ある地域社会、新たな街づくりの実現に向け、ICT基盤の利活用の更なる推進を図るとともに、地域活性化に貢献するICT分野の研究開発を促進していきます。

#### 1 ICT利活用の推進

誰もがICTの恩恵を実感できるよう地域の多様なニーズに対応したICT利活用事例の情報発信を促進するとともに、ICTを活用した新たな街づくり実現のための環境整備を推進します。

#### 2 ICT利活用のための人材育成・支援

ICTの知見・ノウハウを提供する人的支援を行うほか、ICT を利活用した地域課題解決やビッグデータ時代に対応した人材育成を推進します。

#### 3 地域に役立つ研究開発等の推進

ICTの利活用による地域貢献や地域社会の活性化を図るため、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等の研究開発力向上を促進するとともに研究成果の展開を推進します。

### II ICTによる防災、減災対策の推進

東日本大震災や九州北部豪雨災害の教訓から、災害時の住民への避難指示・勧告や気象情報等の防災・減災関係情報を迅速かつ確実に伝達する情報通信手段の確保が求められています。今後、発生が想定される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、多様な情報通信技術を活用した防災・減災対策を推進します。

#### 1 防災通信システム等の多様化・高度化の促進

行政から住民への情報伝達手段の要となる防災行政無線のより一層の整備を図るとともに、地域の実情に応じた多様な防災情報・通信システムの導入を促進します。また、災害に強い公衆無線 LAN の回線整備や被災地における迅速な

消防・救急活動に資するための消防救急無線のデジタル化を推進します。

## 2 災害時における重要通信の確保と支援体制の強化

災害時に円滑な非常通信体制を確保するため九州非常通信協議会の機能を強化するとともに、災害時における被災地区での応急復旧活動等に必要不可欠な通信確保に向け、災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話・MCA・簡易無線）及び災害対策用移動電源車の無償貸与をはじめとする、各種支援策を迅速に行うとともに、自治体と電気通信事業者との連携強化を促進します。

# Ⅲ 電気通信サービスの安心・安全利用に向けた環境の整備

急速に普及するスマートフォン、光インターネット等の電気通信サービスは、国民生活に不可欠な社会基盤となっています。電気通信サービスが多様化・高度化する中、契約を巡るトラブルやコンピュータウィルスの被害など様々な問題が発生していることから、電気通信事業者、消費生活センター等と連携して、誰もが安心・安全に利用できる電気通信サービスの利用環境整備を図ります。

## 1 電気通信サービス利用者の支援

安心・安全な電気通信サービスが受けられるよう定期的に電気通信事業者、消費生活センターとの情報・意見交換の場を設定し、情報共有や連携強化に努めるなど電気通信サービス利用者の支援を図ります。

## 2 青少年の安心・安全ネット利用の環境整備

青少年のインターネットの利用環境が、パソコンだけではなく、携帯電話、スマートフォンなど多様化している中で、青少年に係るネットいじめ、トラブル等が発生していることから、青少年が安心・安全にインターネットを利用できるための啓発活動等を推進します。

## 3 情報セキュリティ・個人情報保護の普及啓発の推進

コンピュータウィルス、不正アクセス、フィッシング詐欺による被害や個人情報流失が発生していることから、誰でもが安心して電気通信サービスが利用できるようにするため、情報セキュリティ・個人情報保護に関する普及啓発を推進します。

## IV 安心・安全な電波利用環境の整備

電波利用分野の拡大と多様化に伴い、クリーンな電波利用環境の確保が不可欠であることから、人命や財産保護のための重要無線通信の確保、不法無線局等の撲滅及び正しい電波の知識の普及とリテラシーの向上に努めます。

### 1 無線通信に対する混信・妨害対策

安心して電波を利用していただくため、航空通信・船舶通信や携帯電話など、人命や財産の保護に不可欠な重要無線通信妨害申告に対する妨害源の迅速な排除をはじめとした無線通信に対する混信・妨害に的確に対応します。

### 2 不法無線の撲滅

社会生活に重大な影響を及ぼす不法市民ラジオ、不法パーソナル無線及び不法アマチュア局をはじめ、外国製無線機や不法携帯電話中継装置等の排除のため捜査機関と連携した共同取締りの実施、不法探査業務の強化等を図り、不法無線の撲滅を目指します。

また、地域における電波の発射・利用状況の調査を実施し、電波の利用秩序の維持を図ります。

### 3 電磁環境の保護と電波に関する正しい知識の普及

安心して利用できる電波利用環境確保のため、電波利用者や無線機器販売業者、流通事業者等に対し、電波の適正な利用や電波法令の遵守等について周知・啓発を行います。また、電波の性質や安全性について正しい理解を深めていただくため一般の方々を対象に説明会等を実施します。さらに登録検査等事業者制度の適切な運用のため、登録検査等事業者への立入検査等を実施し、その能力・意識の維持向上に資する施策を行います。

## V 「地デジ完全移行」の完結と電波利活用による地域の発展

地デジ受信対策の最終年度にあたり、「地デジ完全移行」を完結させるとともに、アナログ放送の跡地を利用したV-Low放送の国内最初となるサービスの円滑な導入を推進します。また、急激に普及するスマートフォン等携帯電話の周波数を確保するため周波数再編を円滑に進めるとともに、地域における電波利用を推進し、安心して便利な生活と社会、地域の発展を目指します。

### 1 地デジ受信環境の整備

地域の地デジ番組を誰でも良好に視聴できるよう、地デジ対応未対策世帯の

完全解消に向け、恒久対策の完結とアナログ変換終了に向けた対策を徹底します。

## 2 電波利活用の推進

移動体向けの新たな放送サービスであるV-Low放送が今夏、福岡で開始される予定であり、円滑な導入を推進します。また、無線局免許手続きが簡略化された特定実験試験局制度の周知や電波利用の事例を分かりやすく得られるセミナーの実施などを通じ広く電波利用を推進します。

## 3 周波数再編対策の円滑な実施

700/900MHz帯において、スマートフォン等携帯電話無線通信システムの充実に図るため、MCA無線、電子タグ、FPU、特定ラジオマイクの周波数移行とパーソナル無線に係る特定周波数終了対策業務を円滑に行います。

※FPU(Field Pickup Unit) テレビジョン放送用の無線中継伝送装置。

## 4 携帯電話等エリア整備の促進

地理的に条件不利な地域(辺地、離島、山村等)に対し、国の補助事業による携帯電話等のエリア拡大を図り、電波の利用に関する不均衡緩和と地域の利便性向上・活性化を支援します。